

令和元年5月13日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社九電工
福岡県福岡市南区那の川1-23-35
2. 指名停止措置期間：①3ヵ月 令和元年5月13日～令和元年8月12日
②2ヵ月 令和元年5月13日～令和元年7月12日
3. 指名停止措置の範囲：①北九州PCB処理事業所に係る案件
②その他の地域に係る案件
4. 事実概要
株式会社九電工の行橋営業所長が福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の容疑で平成31年3月9日、福岡県警により逮捕され、同3月30日に便宜を図った同町町議への贈賄容疑で再逮捕されたため。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第7号（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第7号

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。	
イ 指定区域内の他の公共機関の職員	当該認定をした日から2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から1ヵ月以上12ヵ月以内

以上